

# 社会福祉協議会 方針書 (平成30年度)

事務局 局長 名

名 取 祐 仁

## 1 社協の役割

社会福祉協議会は、11係で構成

- ①総務管理係 理事会・評議員会・庶務・経理・給与・住民会費・福祉センター管理運営・老人福祉センター管理運営・赤い羽根共同募金、配分金・福祉車輛貸出・屋内ゲートボール場管理運営・自主防災・行路者旅費・職員衛生管理
  - ②地域福祉係 地区社協・福祉啓発・心配ごと相談・介護職員初任者研修・地域懇談会・生活一時資金貸付・福祉体験・ボランティア育成・有償サービス・高齢者支援・給食サービス・介護者リフレッシュ・福祉団体助成・福祉輸送サービス・要援護者システム・災害支援・認知症介護総合推進事業・生活困窮者自立支援
  - ③介護支援係 居宅介護ケアマネジメント
  - ④ふれあい訪問介護係（ホームヘルプサービス）介護保険訪問・介護予防訪問・生きがい訪問・障害福祉訪問・訪問入浴
  - ⑤ふれあい通所・短期入所係（デイサービス）介護保険通所・介護予防通所・生きがい通所・障害福祉通所  
（ショートステイ）介護保険短期入所・介護予防短期入所・生きがい短期入所
  - ⑥地域活動支援センター係（赤とんぼ）障害者就労支援・作業受託・地域交流
  - ⑦一本松の家事業係（小規模多機能型居宅介護事業所）包括的な介護保険居宅介護と地域交流・認知症地域支援
  - ⑧清泉荘通所・短期入所係（デイサービス）介護保険通所・介護予防通所・生きがい通所・障害福祉通所  
（ショートステイ「やすらぎ」）介護保険短期入所・介護予防短期入所・生きがい短期入所
  - ⑨清泉荘訪問介護係（ホームヘルプサービス）介護保険訪問・介護予防訪問・生きがい訪問・障害福祉訪問
  - ⑩清泉荘複合事業係（デイサービス「かがやき」）介護保険(予防)・生きがい通所介護（支援ハウス「ひだまり」）生活支援ハウス  
（地域サロン活動）栗生区 ほか
  - ⑪24時間ケアサポート係（定期巡回・随時訪問型介護看護事業所）定期巡回・随時対応訪問介護
- などの業務に取り組むとともに町の総合的な福祉の役割を担っています。

## 2 社協の職員数

職員数（平成 30年 4 月 1 日現在）

- ・ 社会福祉協議会職員 163 人  
（管理 8 人 総合 40 人 一般 33 人 派遣 4 人 臨時 19 人 パート 59 人）

## 3 社協の予算規模

平成30年度富士見町社会福祉協議会予算概要

事業活動（法人運営・受託事業・介護福祉）	688,657千円
施設整備等（受託事業・介護福祉）	0千円
その他の活動（法人運営・受託事業・介護福祉）	12,297千円
参考）依存的財源（町補助金・町受託金）	141,918千円

## 4 社協の方針

### ■ 局長方針

- ・各施設、各事業所の適正な事業運営
- ・適正で効率的な人事管理の実施
- ・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業をうけての包括的支援体制の構築推進
- ・地域包括ケアシステム構築へむけた地域福祉の推進及び介護予防・日常生活支援総合事業等の推進
- ・地域安心ネットワーク体制づくり事業の推進
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業推進（24時間体制の訪問介護）
- ・落合地区の地域福祉拠点づくりの推進

### ■ 社協の実施方針

社会福祉協議会は、富士見町における社会福祉関係事業の健全な発達及び社会福祉関連活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした諸事業への取組みを積極的に進めます。

急速な少子・高齢化の進行と人口構造の変化、人間関係の希薄化などにより地域社会においても様々な問題が顕在化しています。社会的孤立・疎外、心身の障がいや生活苦等による社会的不安が高まる中で、これまでの福祉制度の枠組みでは対応困難な様々な課題への取組みが急務となっています。このような状況の中で『誰もが自分らしくそして共に支えあえる地域づくり』が求められており、社会福祉協議会全体として「住民が地域で暮らすことの実現」、そのために「住民とともに進める福祉」の推進を目指して事業を展開します。

現在、進められている「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業をうけ、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者、困難者等への総合的な相談、支援体制の構築にむけての取組みを進めます。また引き続き介護保険関係サービス事業の推進を積極的に進め、特に介護予防の推進を重点とした地域全体の包括的ケア体制を充実させることで、自立した在宅生活をおくるための支援やより質の高いサービスの提供を進めます。

## 5 各係の重点事業とその目標

(平成30年度実施事業)

### ■ 総務管理係

#### 1 協議会一般事業

- ①社会福祉協議会住民会員の募集  
社協の目的に賛同し、目的達成のための必要な援助を行う会員を町内全戸より募集します。
- ②福祉車輛貸出事業  
福祉車輛の貸出を行い、障害者・寝たきり老人等の社会参加・生活圏の拡大を実施します。
- ③屋内ゲートボール場運営事業  
高齢者を中心に幅広い年代層においての、雨天・冬期の運動不足の解消と町民の健康増進。
- ④行路者旅費支給  
所持金のない行路者に対して定額の旅費を支給します。
- ⑤職員衛生管理  
社協職員の心身の健康管理を行います。

#### 2 施設車輛管理事業

- ①福祉センター（ふれあいセンターふじみ）管理運営  
町民の健康増進・教養の向上・レクリエーション等の機会を提供。
- ②老人福祉センター機能・屋内ゲートボール場（清泉荘）管理運営事業  
高齢者を中心に町民の健康増進・教養の向上・レクリエーション等の機会を提供します。
- ③車輛管理（社協車の整備管理）

#### 3 赤い羽根共同募金

- ・赤い羽根共同募金運動（長野県共同募金会富士見町支会事業）10月～12月  
民間福祉団体の財源確保のための赤い羽根共同募金運動と歳末助け合い運動を実施します。

#### 4 法人事業

- ①福祉団体助成事業  
5団体
- ②敬老事業補助金  
各地区での敬老事業に対し補助

### ■ 地域福祉係

#### 1 法人事業

- ①地区社協補助金（一律・会員数割）
- ②地域福祉助成事業（事業別補助）
- ③ホームページ管理（福祉・介護事業・サービスの提供 地域福祉の啓発）

#### 2 赤い羽根共同募金配分金事業

- ①70歳以上のひとり暮らし老人または高齢者世帯等を対象に、会食及び配食サービスを各月1回実施します。
- ②福祉団体助成事業（2団体）
- ③町内の福祉団体に補助金を交付する。（身体障害者福祉協会・手をつなぐ保護者の会）
- ④地区社協・小地域福祉活動に対して補助金を交付します。

#### 3 地域福祉啓発事業

- ・いきいき社協（社協だより）の発行。（毎月町内全戸に配布）
- ・富士見町社会福祉協議会ホームページの活用。
- ・富士見町社会福祉協議会メール配信サービス「めるふじ」の活用

#### 4 介護職員初任者研修事業

- ・地域における介護人材の育成と確保を図るため実施します

#### 5 生活支援事業

- ①心配ごと相談所運営事業。（月1回開設）
- ②日常生活自立支援事業を通じ、高齢者及び障がい者の権利を擁護する為の生活支援。
- ③県社協事業の生活福祉資金等の貸付を活用し、低所得の世帯や高齢者世帯などに対し支援します。
- ④生活一時資金貸付事業として生活つなぎ資金として、資金貸付を行います。
- ⑤まいさば出張相談所業務（県社協委託）にて困窮者の自立支援をおこないます。

#### 6 福祉のまちづくり事業

- ①福祉体験事業
  - ・手話のボランティアの支援（手話講習会の開催、手話サークルの支援）
  - ・サマーチャレんじ事業（夏休み期間を利用しての学生、一般社会人が対象のボランティア体験）
  - ・福祉体験教室（小学3年以上の小・中学生を対象に福祉教育の実施）
  - ・社会福祉協力校指定事業（町内5小中高校の実施する福祉活動に対し補助金の交付）
  - ・在宅介護者教室（家庭での介護知識・介護技術等の研修の実施）
- ②ボランティア育成事業
  - ・町内の福祉団体に補助金を交付
  - ・ボランティア活動の個人・団体を登録。（ふじみお助け登録）
  - ・登録ボランティアの研修とボランティア育成研修。
  - ・県・ブロックボランティア関係研修会への参加。
  - ・情報発信・情報交換の場の提供
- ③災害支援事業
  - ・災害ボランティアの育成。
  - ・災害時のボランティアセンターの設置と定期的な訓練。
  - ・災害ボランティアコーディネーターの養成フォロー研修
  - ・災害ボランティアセンター開設準備品整備
  - ・福祉避難所連携訓練の計画実施

#### 7 地域福祉サービス事業

- ①地域支援事業富士見町給食サービス事業（おたっしゃ給食サービス）  
給食の配達を行い、栄養確保・安否確認・コミュニケーション・生活のリズムの確保及び情報提供を行います。

- ②有償在宅福祉サービス事業  
行政の福祉サービスや介護保険制度の対象とならない部分の福祉ニーズに応える「有償在宅福祉サービス事業」のサービスの提供を行います。
- ③地域支援事業富士見町買い物サービス事業（おたっしゅ買い物サービス）  
買い物をを行い、栄養確保・安否確認・コミュニケーション・生活リズムの確保

## 8 地域福祉受託事業

- ①有償福祉輸送サービス事業  
自力で交通機関等を利用できない高齢者・障害者等の医療機関への送迎を行います。
- ②地域安心ネットワーク体制づくり事業  
「地域支えあいマップ」を、地域に出掛け地域住民と作成すると共に、地域住民の相互支援活動や災害時の対応システムの構築を推進します。
  - 1) 要援護者のニーズ調査
  - 2) 気軽な集いの場づくりの支援の実施
- ③認知症施策総合推進事業（地域福祉受託事業）  
認知症になっても暮らせる町作りを関係機関と協力連携のもと必要な事業を実施します。
  - 1) 認知症に関わる啓発活動の実施をします
  - 2) 見守りネットワークの構築とネットワークを活用した徘徊模擬訓練の実施をします。
    - ・認知症カフェの運営の支援を実施します。
    - ・認知症支援者の対応力の向上に向けた学習会・検討会を実施します。
- ④生活支援体制整備事業（地域福祉受託事業）  
地域包括ケアの達成と新たな住民の支え合い活動の創出とニーズとサービスのコーディネート業務を実施します。
  - 1) 生活支援協議体運営事業を実施します。
  - 2) 住民主体型の生活支援を行う「暮らしサポート・富士見」の運営と調整を行います。
  - 3) 地域元気リーダー養成講座・フォローアップ講座の実施  
参加者自身の元気（健康）の維持向上と介護予防・地域での支え合い活動のリーダーとなれるような人材の養成を連続講座にて実施します。
  - 4) 参加の場づくり、居場所作りへの啓発と支援  
サロン・介護予防教室・高齢者グループ支援等多様な形での居場所作りへの支援をします。
- ⑤「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)(受託希望)  
現状では適切なサービスを受けることが困難な様々な対象者を捉え、包括的、総合的な相談、支援体制の構築を図ります。
  - 1) 相談支援包括化推進員などにより、複合的、複雑化したニーズを的確に捉え、関係機関等と連携して必要な支援をコーディネートします。
  - 2) 生活支援等で一般就労が難しいような対象者には、地域活動支援センターなどでの就労や就労訓練等の検討、実施を行います。

## ■ 介護支援係（介護支援事業）

- 1 介護保険法に基づく居宅介護支援（ケアマネジメント）の実施
  - ①チームケアの中心的役割を担い、事業所間の連携、地域住民等の支援者との協力体制を整えます。
  - ②増加する利用者に対し適切に対応すべく、職員体制の充実を図ります。  
H29 目標値 260名/月 職員体制8名  
⇒ H30 目標値 名/月 職員体制9名

## ■ ふれあい訪問介護係・清泉荘訪問介護係(訪問介護事業・訪問入浴介護事業)

現行拠点 ふれあい（2チーム） 清泉荘（1チーム）

- 1 介護保険訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・町訪問サービス事業（生きがい訪問サービス）・障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)・訪問介護入浴事業の実施。
  - ①より重度になっても自宅で暮らすことができるよう、身体介護に対するスキルアップに努めます。
  - ②24時間365日の支援体制を目指し、緊急時の訪問及び体制の構築を目指します。

ふれあい訪問介護	H29 月	900回	⇒	H30 月	940回
清泉荘訪問介護	H29 月	680回	⇒	H30 月	730回
訪問入浴介護	H29 月	18回	⇒	H30 月	15回

## ■ ふれあい・清泉荘通所・短期入所係・清泉荘複合事業係（通所介護事業）

- 1 介護保険（介護予防含む）通所介護事業・町通所サービス事業（生きがい通所サービス）・障害福祉サービス事業（生活介護）の実施。

- ①職員のスキルアップによるより質の高いサービスの提供をします。
- ②長時間の利用、時間延長など、利用者の生活や介護者の都合に合わせた柔軟なサービス提供。
- ③利用者個々に自ら意欲を持って活動できるメニューの開発（かがやき）

ふれあい通所	H29 月	630回	⇒	H30 月	660回
清泉荘通所	H29 月	580回	⇒	H30 月	650回
かがやき	H29 月	625回	⇒	H30 月	670回

## ■ ふれあい・清泉荘通所・短期入所係（短期入所事業）

- 1 介護保険（介護予防を含む）短期入所事業・町短期入所事業（生きがい短期入所サービス）を実施します。又、葬祭等の緊急時の対応。

- ①緊急時の利用に迅速に対応することで、安心した在宅での生活を確保いたします。
- ②職員のスキルアップによるより質の高いサービスの提供を行います。

ふれあい短期	H29 月	235回	⇒	H30 月	235回
清泉荘短期	H29 月	245回	⇒	H29 月	255回

## ■ 一本松の家事業係（小規模多機能介護事業）

- 1 介護保険小規模多機能型居宅介護事業の実施

- ①個別ケアを突き詰めることにより、認知症ケアの充実に努めます。
- ②自宅での暮らしぶりに深く関わり、家族・地域とともに在宅での生活を支援いたします。
- ③サテライト開設の検討を行います。

H29 登録 月 27名 ⇒ H30 登録 月 28名

- 2 住民福祉活動拠点（地域交流）

- ①施設機能を最大限に発揮することができるよう、地元住民、地域団体等を中心に利用促進。
- ②独自の催しなどを行い、地元住民を中心とした福祉活動・健康づくり交流の場を目指します。
- ③認知症地域支援の拠点として、医療・福祉関係者の連携を中心に認知症の理解推進、徘徊時の見守り体制の整備を目指します。（認知症対策総合推進事業・町委託）

## ■ 24時間ケアサポート係

- 1 定期巡回・随時対応訪問介護事業の実施

一本松の家を拠点に、24時間体制で定期巡回、随時の訪問介護、看護（訪問看護ステーションと連携）事業

H30 登録 月 22名

## ■ 地域サロン活動

- 1 地域で活動を実施し、介護予防や交流を通して生きがいづくりに努める。

## ■ 清泉荘複合事業係（生活支援ハウス事業）

- 1 生活支援ハウス（町受託）の運営

独立して生活するには不安のある方に住まい・生活相談・緊急時の対応・地域住民との交流などのサービスを提供します。（6部屋・8人）

- ①居住環境により冬期に介護保険施設等に入所するといった状況を回避し、継続した地域での生活を目指します。
- ②外部利用サービスとの連携により、より重度の利用者の利用も可能となるように努めます。

## 地域包括ケア体制整備に向けての取り組み（各係共通）

町内（日常生活圏域）における総合的・包括的支援体制の整備に向けて取り組みます。

○介護サービスの充実 ○生活支援事業・地域支え合い体制の整備 ○医療連携

#### 1. 自立支援・重度化予防に向けての取り組み

利用者へのアセスメントを強化し、全てのサービスにおいてサービスの基本に個別支援・意欲習得に向けたアプローチを行い、利用者の残存能力の活用、重度化予防を目指した介護を行います。

#### 2. 定期巡回・随時訪問介護事業の推進

24時間の介護コール体制を確保することで、自立した生活のための支援、緊急時の対応の確保への取り組みを行います。

#### 3. 介護予防に対する取り組み

介護予防事業を各拠点で行うほか、デイサービスかがやきのサテライト的運営を身近な集落・区などで介護予防の取り組みが行えるよう住民を巻き込んだ介護予防事業に取り組み、地域におけるサロン活動を行います。

#### 4. 生活支援サービスの充実と様々な機関（住民・企業・商店・団体など）との連携

生活支援サービスにおけるコーディネーターとしての役割を担い、住まい・食事・買い物・移動・掃除・金銭管理などの生活支援を行う体制づくりに取り組みます。

#### 5. 介護事業所を拠点とする地域福祉活動の推進

ふれあいセンターふじみ・複合福祉施設清泉荘（清泉荘デイ）・一本松の家の3つ事業所が、子どもから高齢者まで、元気な方から介護を必要とする方まで、幅広く関わることで地域福祉活動の拠点を目指します。さらに、現在、旧落合小学校に事務所を移した地域福祉係が中心となり、落合地区の拠点づくりを進めます。また、介護サービスだけに限らず、個別のニーズに合わせた、柔軟なサービス提供や新たな取り組みを地域安心ネットワーク体制づくり事業と併せ積極的に行います。

### ■ 地域活動支援センター係

#### 1 町からの委託を受け、地域活動支援センター（「赤とんぼ」）の運営を行います。

- ①ひとりひとりの特性に配慮しながら社会性を促し、生活と経済の自立につながるよう支援します。
- ②薪の販売、ハーブの小葉取り、ハーブ湯の袋詰め、資源物回収（新聞、広告、雑誌、ダンボール、牛乳パック・アルミ缶ほか）、トイレットロールの販売、野菜づくり・販売等、各種受注作業、喫茶店（移動カフェ）の営業。
- ③障害者スポーツ大会、各種バザーの参加、諸学校やボランティアの方々との交流を行います。
- ④利用者の特性に配慮した創作活動や生産活動の機会に地域社会との交流を図ります。